

一般社団法人全国農業会議所
雇用体制強化事業
地区プロジェクト実施に係る旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国農業会議所が運営する雇用体制強化事業において、他産地・他産業との連携により労働力を確保する地区プロジェクト実施主体に対して、本事業により募集した労働者を産地に受け入れるための旅費に関して必要事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本事業により確保した労働者であって、2つ以上の産地で農作業に従事する者又は他産業との労働力融通により農作業に従事する者の旅費に対して適用するものとし、宿泊を伴いながら農作業に従事した場合に旅費を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、事業上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(交通費・宿泊費)

第4条 交通費については、労働者の居住地から産地の農業者等が指定する集合場所等まで、あるいは、産地から産地へ移動する際の集合場所から集合場所までの交通費を支給する。なお、交通費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

<鉄道賃>

- (1) 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び座席指定料金により支給する。
- (2) 急行料金を徴する線路による旅行で、次に掲げる路程により旅行する場合には、
 - (1) に掲げる旅客運賃のほか急行料金を支給する。
 - ア 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - イ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- (3) 特別車輛（グリーン車）に係る料金は対象外とする。

<船賃>

- (1) 船賃は、旅客運賃、寝台料金及び座席指定料金により支給する。
- (2) 旅客運賃について、運賃の等級を設けている船舶による旅行の場合には、最も低い等級の運賃とする。また、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃とする。
- (3) 事業上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、(1) 及び (2) に掲げる旅客運賃のほか、現に支払った寝台料金を支給する。
- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、(1) 及び (2) に掲げる旅客運賃のほか、座席指定料金を支給する。

<航空賃>

航空賃は、現に支払った旅客運賃により支給する。（エコノミークラスに限る。）

<車賃>

- (1) 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額(レンタカー等を含む)により支給する。
- (2) 車賃の額は、1キロメートルあたり37円とする。ただし、公共交通機関による旅行の場合には、実費額による。
- (3) 有料道路を利用した場合は、車賃の額に当該料金の実費額を加算することができる。
- (4) 路程に1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 宿泊費については、雇用契約期間中の宿泊について、1泊につき10,000円(税抜)を上限に実費を支払う。なお、雇用契約期間中の宿泊については、原則として、休日を含め宿泊費を支給する。

3 日当及び食卓料については、原則、支給対象としない。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は一般社団法人全国農業会議所に問い合わせるものとする。

(変 更)

第6条 この規程は、一般社団法人全国農業会議所の決議により変更することができる。

附 則

この規程は、令和7年3月31日から施行する。

以 上